

物価資料掲載の土木工事標準単価の活用
及び市場単価を用いた積算の一部廃止について

平成 29 年 11 月 1 日制定

物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）に掲載されている土木工事標準単価（以下に記載）について、土木工事の予定価格の積算に活用してよいこととします。また、以下に示す市場単価 3 工種については、市場単価方式による単価設定を廃止し、土木工事標準単価に移行する。

○施工単価

- ・ 建設物価「土木コスト情報」・・・土木工事標準単価
- ・ 積算資料「土木施工単価」・・・土木工事標準単価

○活用方法

物価資料掲載の単価と同様の扱いとし、同工種区分が両資料に掲載されている場合は、その平均価格（小数点第 1 位四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価を活用する。

【補足】

上記の平均価格の決定方法は、物価資料の土木工事標準単価（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）における掲載価格の取り扱いを指している。したがって、材料単価を物価資料（「建設物価」、「積算資料」）から採用する場合は、土木工事標準積算基準書（第 I 編総則 第 2 章工事費の積算）により価格を算出するものとする。

○留意事項

適用範囲、標準単価の設定、適用にあたっての留意事項等は、（一財）物価調査会「土木コスト情報」及び（一財）経済調査会「土木施工単価」に掲載された「土木工事標準単価」の適用基準によるものとする。

○廃止する市場単価（土木工事標準単価に移行）

- ・ 区画線工
- ・ 高視認区画線工
- ・ 排水構造物工